

主要農作物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書

主要農作物種子法は、昭和27年に二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律であり、以来、農家の安定的な経営のため、都道府県の各地域の風土にあった品種が開発され、現在、米の種子は100%自給しています。

しかし、この主要農作物種子法は、平成30年3月末日をもって廃止されました。

政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしていますが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律であり、主要農作物種子法による法的根拠を失った都道府県は予算措置ができず、各地域の風土にあった品種の開発・保全・供給を、いずれ放棄してしまうことが心配されます。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しており、これでは今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することになり、この情報をもとに開発された品種の知的所有権は民間企業のものとして25年間守られ、農家はその間自家採取ができなくなります。

基幹作物の種子に関しては、国民の食の権利を守るという観点からも、官の役割が必要と考えられ、参議院では付帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

よって、政府及び国会並びに広島県におかれましては、国民の食の権利と安全を守り、農業・農村の持続的発展を維持するために、公共財としての日本の種子を開発・保全・供給するために下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 国にあっては、公共財としての日本の主要農作物の種子を開発・

保全・供給するための新たな法整備を行うこと。

- 2 広島県にあっては、公共財としての主要農作物の種子の開発・保全と供給するための広島県条例制定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月17日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて